

(サンプル)

生物遺伝資源提供同意書 (案)

国立研究開発法人理化学研究所 (以下、「提供者」という。) と _____

は、提供者が利用者に別紙 A に記載されたリソース (由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。) を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 提供者は、ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) の支援を受け、我が国 におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源 (バイオリソース) の提供を行っている。
2. ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。
課題名 : _____
②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に提供者に連絡する。
3. 利用者は、本件リソースを、ヒト (治療、診断、飲食物、その他) に直接使用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用に当たって、別紙 A に掲載されている提供条件を遵守する。寄託者の承諾を必要とする場合は、利用者は「提供承諾書」により事前に寄託者の承諾を得なければならない。
5. 利用者は、本件リソースを利用した研究成果等を発表する際は、NBRP への謝辞を表明すると共に、提供者から提供されたことを明示する。また、その発表の写しを提供者へ送付する。提供者は、事業の成果としてそれを公表することができる。
6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。
7. 本件リソースは、利用者と 2 項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
8. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与

えるものではない。

9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 利用者は本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）等、必要に応じて該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。提供者は、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び提供者の他のリソース利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書 2 通を作成し、提供者、利用者それぞれ 1 通を所持する。

年 月 日

《提供者》

機関名：国立研究開発法人理化学研究所
生命システム研究センター

住所：〒565-0874

大阪府吹田市古江台 6-2-3

研究責任者：細胞シグナル動態研究グループ

上村 陽一郎 印

機関長：神戸事業所

研究支援部長 佐藤 毅 印

《利用者》

機関名：

住 所：

研究責任者：

印

機関長：

印

別紙 A

リソース ID	提供条件
G00001	A：条件なし
G00002	B1：研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。
G00003	B2：研究成果の公表にあたって寄託者に謝辞を表明する。
G00004	B3：提供を受ける前に事前に寄託者の提供承諾書を得る。
G00005	A：条件なし
G00006	B1：研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。
G00007	B2：研究成果の公表にあたって寄託者に謝辞を表明する。
G00008	B3：提供を受ける前に事前に寄託者の提供承諾書を得る。
G00009	A：条件なし